

高知県公報		発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)
目次		
告 示		ページ
○種畜証明書の有効期間の延長の通報（畜産振興課）		1
○公共測量の終了の通知（6件）（用地対策課）		1
○道路の区域変更（道 路 課）		1
公 告		
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）		1
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）		1
高知県公安委員会告示		
○警備員指導教育責任者講習の実施		2
○警備員等に係る検定の実施		3
高知県労働委員会告示		
○あっせん員候補者の氏名等		3
告 示		
高知県告示第325号		
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第6条第2項の規定に基づく種畜証明書の有効期間の延長について、同法第8条第1項の規定により農林水産大臣から有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については有効期間を当該有効期間の末日から起算して6月を経過した日までに限り延長した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。		
令和7年4月22日		高知県知事 濱田 省司
高知県告示第326号		
高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年11月高知県告示第843号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。		
令和7年4月22日		高知県知事 濱田 省司
高知県告示第327号		
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年4月高知県告示第346号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14		

条第3項の規定により告示する。		高知県知事 濱田 省司
令和7年4月22日		
高知県告示第328号		
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和6年5月高知県告示第371号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。		
令和7年4月22日		高知県知事 濱田 省司
高知県告示第329号		
檮原町長から令和6年9月高知県告示第535号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。		
令和7年4月22日		高知県知事 濱田 省司
高知県告示第330号		
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和6年11月高知県告示第674号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。		
令和7年4月22日		高知県知事 濱田 省司
高知県告示第331号		
農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和6年12月高知県告示第739号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。		
令和7年4月22日		高知県知事 濱田 省司
高知県告示第332号		
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。		
その関係図面は、令和7年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。		
令和7年4月22日		高知県知事 濱田 省司
1 道路の種類 国道		
2 路 線 名 439号		
3 道路の区域		

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
土佐郡土佐町西石原 字西屋敷1250番4	前	20.0 }	30
	後	23.0 }	4
公 告			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、香宗川左岸土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。			
令和7年4月22日		高知県知事 濱田 省司	
役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	野村 秀夫	香南市野市町土居1455番地	
〃	百田 彰和	〃 香我美町徳王子2416番地	
〃	別役伸二郎	〃 〃 1868番地	
〃	藤村 和利	〃 〃 2297番地	
〃	川崎 稔	〃 香我美町岸本236番地	
〃	百田 稔弘	〃 〃 911番地口	
〃	吉田 博史	〃 野市町中ノ村390番地4	
監事	野嶋 由慎	〃 香我美町徳王子2320番地1	
〃	公文 信仁	〃 〃 1239番地2	
(就任)			
理事	野村 秀夫	香南市野市町土居1455番地	
〃	百田 彰和	〃 香我美町徳王子2416番地	
〃	別役伸二郎	〃 〃 1868番地	
〃	藤村 和利	〃 〃 2297番地	
〃	川崎 稔	〃 香我美町岸本236番地	
〃	百田 稔弘	〃 〃 911番地口	
〃	吉田 博史	〃 野市町中ノ村390番地4	
監事	野嶋 由慎	〃 香我美町徳王子2320番地1	
〃	公文 信仁	〃 〃 1239番地2	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北土地改良区の定款の変更を令和7年4月8日に認可した。			

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月22日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を令和7年4月9日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月22日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中土佐町久礼土地改良区の定款の変更を令和7年4月9日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月22日

高知県知事 濱田 省司

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年4月22日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
- （1） 警備業務の区分
- 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
- （2） 種別
- ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下

「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

（3） 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年6月24日（火）から同年7月3日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間

イ 追加取得講習

令和7年6月30日（月）から同年7月3日までの4日間

（4） 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地

高知県立高知青少年の家

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

（1） 新規取得講習 25人

（2） 追加取得講習 5人

3 受講資格者

（1） 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格し

た後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

（2） 追加取得講習

受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、（1）のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

（1） 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088－871－4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

（2） 事前申込みの受付期間

ア 令和7年5月14日（水）及び15日（木）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

（3） 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和7年5月16日（金）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

（1） 受講申込書等の提出期間

令和7年5月19日（月）から同月21日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

（2） 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

（3） 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 （ア） 3の（1）のアに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 （イ） 3の（1）のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し （ウ） 3の（1）のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 （エ） 3の（1）のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格证（以下「合格证」という。）の写し （オ） 3の（1）のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格证の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通 （4） 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。 7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。 8 講習に関する問い合わせ先 （1） 高知県警備業協会（電話番号088－824－3404） （2） 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088－826－0110内線3024）又は県内の各警察署警備業担当係 高知県公安委員会告示第12号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和7年4月22日	高知県公安委員会委員長 前田 みか 1 検定を実施する警備業務の種別及び級 雑踏警備業務 2級 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 （1） 検定の実施日及び開始時間 令和7年7月25日（金）午前9時 （2） 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場 3 検定の実施予定人員 10人 4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。 5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 （1） 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 雑踏の整理に関すること。 エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 （2） 実技試験 ア 雑踏の整理に関すること。 イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 （1） 検定の申請の受付期間 令和7年6月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 （2） 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 （3） 提出書類等 ア 検定申請書 1通	イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあつては住所を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚 （4） 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。 （5） 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。 8 検定の実施に関し必要な事項 （1） 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 （2） 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。） 9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。 10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088－826－0110内線3024）又は県内の各警察署警備業担当係 ----- 労働委員会告示 ----- 高知県労働委員会告示第1号 労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あつせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。 令和7年4月22日 高知県労働委員会会長 下元 敏晴
---	--	---

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
高林 藍子	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	令和2年3月18日
参田 敦	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	令和4年3月18日
山本 倫嗣	高知県労働委員会事務局長	令和6年4月4日
小谷 尚二郎	高知県労働委員会事務局次長	令和7年4月3日
片岡 信和	高知県労働委員会事務局審査調整員	令和5年4月6日
池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会会長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成26年7月3日
楠瀬 智都世	高知競輪競馬労働組合副委員長 日本労働組合総連合会高知県連合会女性委員会委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和6年3月18日
飛田 洋一	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟高知	令和6年3月18日

	県支部支部長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	
山中 誠	全日本自治団体労働組合高知県本部書記次長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和6年3月18日
牧 耕生	高知県労働組合連合会書記長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和6年3月18日
加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成24年3月19日
三宮 昌子	株式会社高知銀行顧問 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成30年3月20日
片山 弘紀	株式会社ミロクテクノウッド代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	令和4年3月18日
沖田 良二	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員（使用者委員）	令和4年3月18日
丸岡 昭仁	入交グループ本社株式会社常任監査役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	令和4年12月1日